

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に「法律を読む技術・学ぶ技術」[改訂第3版] (ダイヤモンド社、2016年)「民法を読む技術・学ぶ技術」(ダイヤモンド社、2021年)など

占有権と所有権

泥棒の占有権

「泥棒だってね、盗んだ物に占有権があるのだよ」。民法の授業で先生はそう言いました。このコメントはかなりショックでした。「他人の物を盗んだ者に権利があるなんて……」その頃はどうしても理解できず、理不尽な民法の勉強なんて正直やめようと思いました。

占有権は民法が定める物権の1つです。「自分のために物を持っている」という状態を保護する権利です(180条)。もちろん自分の物(所有物)だから持っているという場合もあるでしょうし、誰かから借りている場合もあるでしょう。ときには、盗んで持っているという場合もあるかもしれません。このように、持っていること(占有)を正当化する権限(これを「**本権**」といいます)がある場合もあれば、無い場合もあります。では、なぜ民法は占有している状態を保護しているのでしょうか。

通常、占有している状態がある以上、何らかの本権があることが推測されます。とはいえ、本権があることを証明するのは、すぐにはできないこともあります。そこで、取りあえず、占有している状態を保護したのです。もちろん、盗んだ物を持っている者に対して、所有者は所有権に基づいて返還請求をすることができます。

自主占有と他主占有

占有に関して覚えておきたい対になる言葉があります。1つ目は、**自主占有**と**他主占有**です。

物に対する支配権である物権のうち、占有権と所有権を取り上げます。占有権は「持っている」という状態を保護する少し不思議な権利です。(本文中の条文番号は民法)

自主占有は、所有する意思を持ってする占有をいいます。それ以外の占有が他主占有です。買ったり、もらったりして持っている場合はもちろん自主占有ですが、泥棒が盗んだ物を手元に置いているのも自主占有といえます。誰かから物を借りている場合や「質」として預かっているような場合には、占有しているといっても、他主占有となります。

自主占有と他主占有で大きな違いがあるので**取得時効**です。前回、消滅時効のお話をしましたが、時効には一定の期間続いた状態を尊重して権利を与える取得時効というものもあります。例えば、他人の土地に「私の土地です」と自分の名前などを書いた立札を立てておき、何のクレームも受けることなく20年が過ぎたとしたら、時効によりその土地を取得することができます(162条1項)。

(所有権の取得時効)

第162条 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

取得時効が成立するためには、自主占有でなければなりません。たとえ、20年、他人の土地を占有していても、「借りている」つもりで他主占有なら取得時効は問題とならないのです。

善意占有と悪意占有

もう1つは、**善意占有**と**悪意占有**です。善意と悪意という言葉は第37回*でお話ししました。「事情を知らないこと」が善意の「事情を知っていること」が悪意の意味です。善意占有も悪意占有も本権が無いのに占有していることには変わりありませんが、本権が無いことを知らない場合が善意占有で、知っている場合が悪意占有です。

占有開始の時に過失が無く、所有権があると信じていた占有者(過失が無い善意占有者)は20年を待たず、10年で取得時効が成立します。

また、占有している物から生じた**果実**についても、善意占有と悪意占有で取り扱いが異なります。果実というのは、その物から生み出された収益のことです。利子はお金が生み出す果実ですし、家賃や地代は不動産が生み出す果実です。善意占有者はその果実を手にすることができますが、悪意占有者は生じた果実を返さなければなりません(189条・190条)。例えば、自分のものだと思って他人のマンションを占有していた者は、その間の家賃を所有者に払わなくてもよいのですが、自分のものではないと知りながら占有していたら、その間の家賃を払わなくてはならないこととなります。

また、占有している物を壊したり、傷つけたり、紛失してしまった場合の責任の問われ方も違います。悪意占有者はすべての損害を賠償する必要があります。しかし、善意占有者は「現に利益を受けている限度」で賠償すればよいとされています。占有している物が壊れても、そのまま返せばよいということになります。このことを規定している191条には、次のような「ただし書き」があります。「ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない」

「借りている」と思い込んでいる占有者は、善意占有者には違いありませんが、壊した物の全額賠償を求められます。「借りている」と思って

いるのですから、他人の物を壊したという認識があるはずですから全額の賠償を求めても酷にならないだろうと考えたのです。

所有権と法令による制限

次は所有権を取り上げましょう。「俺の物なのだから、どうしようと勝手じゃないか!」。そうした発言を耳にすることがありますが、これは所有権の性格をととてもよく言い当てています。所有権は物権の中で一番強いオールマイティーな権利で、物に対する全面的な支配権です。所有者は所有物を誰に貸してもよいし、譲渡しても、どう使っても、壊しても捨ててもよいのです。民法の三大原則に**所有権絶対の原則**というのがあります。所有権が絶対であるからこそ、人は安心して経済活動を行うことができるのです。ただし、公共の福祉の観点から法令で制限される場合もあります。例えば、民法では209条から238条で隣の土地との調整関係が定められています。これを**相隣関係**といいます。1つ例を挙げると、210条1項では「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる」とあります。「私の土地だから誰も通さない」とは言えない場合もあるのです。

「所有権という一番強い物権でも法令の制限がたくさんあるのなら、権利というのは意外に弱く不自由なものかもしれない」と感じたかもしれません。法令による権利の制限の多くは、ほかの人の権利とぶつかり合う場面での調整の意味合いがあります。所有権という物権はオールマイティーな支配権だからこそ、逆にいえば、そうした調整点も多く現れてくるといえます。

それぞれの権利がなぜ認められ、なぜ制限される場合があるのか、そうした理由を通じて、人と人との間での正義や公平を学ぶのが民法ということなのでしょう。理不尽な法律ではなかったのです。

* ウェブ版「国民生活」2021年11月号28ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202111_11.pdf